

第2回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成16年12月15日(水)「第2回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」が開催されました。

当日は事務局より河川敷地占用のあらましと、瀬田川・野洲川・草津川の現況、環境についての説明を行い、それを基に活発な審議が行われました。

開催日時：平成16年12月15日(水)10:00～12:00

場所：ピアザ淡海(滋賀県立 県民交流センター)204会議室

参加者数：委員8名 河川管理者4名 傍聴10名



河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の概要

1. 河川敷地占用のあらまし

戦前は「河川敷地は原則占用させない」方針でしたが、戦後は「河川敷地の有効利用」が図られ、グラウンド等の整備が進みました。近年は環境に配慮する方向で見直しが進められ、平成11年には河川環境を配慮しつつ、河川敷地の多様な利用の推進と地域に配慮した利用を基本方針とする、現在の河川敷地占用に改正されました。

これからは「川に活かされた利用」「グラウンド等は縮小を基本とする」を前提とします。そこで、現実の利用実態との調整を行うために「河川保全利用委員会」を設置しました。

【委員】

ガイドラインというか、基本理念を各河川別に設けるとするのは非常に困難ではないでしょうか。淀川水系で大きな枠組みとなる理念はありますか？

【事務局】

基本理念として河川整備計画の中で示されたものが水系全体としての理念としてあると考えています。ただ、河川ごとにその形態や特徴が若干異なるので、全体としての基本理念をその河川に則したものにブレイクダウンしたものが、その河川ごとの基本理念ではないかと考えています。ガイドラインは、それをさらに具体的にどうするかを示したものです。

【委員】

全体的な大きな理念は「琵琶湖というのは京阪神の水がめ」あるいは「河川生態系と共生する利用」ということでは、それを軸にしながら河川ごとの問題を考えればよいのではないのでしょうか。

【委員】

幾つかの河川保全利用委員会があるのなら、親会議みたいなものを作るような形で、基本理念や具体的な検討課題の共有が出来ないのでしょうか？

【議長】

理念の取扱いや河川生態系と共存する利用ということについては、次回ないしその次ぐらいに検討していきたいと思います。

2. 瀬田川・野洲川・草津川の現地調査に向けた説明

事務局より、各河川に関する現況（歴史・改修・利用実態・地域の中の河川）と自然環境の状況について、スライドを用いて説明が行われました。

1) 河川現況について

瀬田川

古くから治水目的で大規模な河川改修が重ねられてきましたが、現在は景観の資源的価値を高め、人々が美しい風景の中で憩えるような河畔とするために地域住民の意見を聞きながら「瀬田川水辺整備事業」を進めています。

利用実態は散策や釣りが多く、また利用者からは一定の満足感を得られるとの評価を受けています。



鹿跳溪谷

野洲川

昭和33年より南流と北流の分岐部分から新しい放水路を作る改修を開始し、昭和54年に通水しました。平成8年からは守山市・栗東市・野洲町及び当時の近畿地方建設局が共同で、河川公園やグラウンド等を整備する「野洲川ふるさとの川整備事業」が検討され進められてきました。

水際と堤防が主に利用され散策やスポーツの利用が多くなっています。また、利用者からは一定の満足感を得られるとの評価を受けています。



野洲川河川公園

草津川

天井川で有名ですが、昭和48年より河道を付け替えるために新しい水路を平地に開削する大規模改修（草津川放水路）を行い、平成14年に通水して付け替えました。

NPO団体が中心となり旧草津川のイメージを引き継ぐ桜の植樹活動を進めています。



ステッププール式落差工

2) 自然環境の状況について

瀬田川・野洲川・草津川の自然環境について、河川ごとのガイドラインを検討のため、直轄河川内の環境の調査（「河川水辺の国勢調査」資料）について説明が行われました。

「河川水辺の国勢調査」について

平成2年から琵琶湖河川事務所で、河川事業、河川管理等を適切に推進するため、河川を環境という観点からとらえた定期的、継続的、統一的な河川に関する基礎情報の収集整備を図るという目的のもとに、毎年項目（魚類、底生動物、植物、鳥類、陸生昆虫類等、小動物等）を定めながら調査を進めています。

この調査は上記項目調査が5年で一回りするというスタイルになっており、5年間を経過した時点で総括を行っています。最近の総括結果は平成13年にまとめています。

なお、草津川については平成5年までは旧川で調査を行っており、新川は通水時の平成14年から調査を開始したため総括結果は未だ出ておりません。

そして、総括結果を具体的にとりまとめたのが「河川環境情報図」です。各河川の具体的な項目（魚類、底生動物、植物、鳥類、陸生昆虫類等、小動物等）、調査範囲、調査時期についてまとめています。

各河川の自然環境の概要

瀬田川

瀬田川洗堰から上流は人工護岸で琵琶湖と連続し、洗堰の下流部は琵琶湖の水位調節により水位が大幅

に変動します。その下流部の鹿跳溪谷（狭窄部）では岩盤が露出しており、水位の増減が非常に激しい箇所です。河川の形状としては上流と下流で随分違いますが、琵琶湖と同じような魚類が生息しています。植生についても、全体的には余り変わっていませんが、鹿跳溪谷ではツルヨシ等、琵琶湖の中では見られない植生が見られます。

野洲川

河口付近は琵琶湖の水位のバックが効きやすく、中洲が発達しています。河口から落差工（河口より7.2k）までは直線的な人工護岸があり流路は自然に蛇行しています。またワンドが点在しています。

JR橋梁から名神上流にかけては昔からの河道が残っていて多様な護岸形状をしており、瀬や淵が存在します。また、高水敷は公園等になっています。魚類はオイカワ等遡上性のある魚が、愛知川等の大きな河川と同様に各種発見されています。

草津川

新川では植生が徐々に復活しており、寄り洲ができてきて、湿生草地が成立してきています。平成13年現在では、工事中の箇所で調査ができておらず、「河川水辺の国勢調査」が完了して平成18年にとりまとめる予定です。

【委員】「こういう利用をした結果、環境がこういうふうになくなったとか」ということが分かるデータがあれば、何らかの格好で整理して、それを元に委員会で議論できればよいと思います。

3. その他審議された内容

1) 第1回委員会要旨の確認

（第1回河川保全利用委員会の開催報告は、河川保全利用委員会ホームページの「ニュースレター」に掲載しています。）

2) 委員会運営に関して

「傍聴要領（案）」について

傍聴要領（案）概要：傍聴の手続きは事前申し込み又は会場受付で住所、氏名の記入をし、定員を超えた場合には先着順とする。静かに傍聴し、拍手その他により賛成、反対の意思を表明しないことを遵守事項とする。会場の秩序を乱したり、障害となるようなことをしない。係員の指示に従う。遵守事項を違反した場合には、注意を促し、従わないときは退席とする。議長が必要と認めたときは傍聴者の発言の機会を設けるが、それ以外の発言はご遠慮願う。その他、上記以外に関することは、議長の判断とする。

上記案に対して、委員より「傍聴の制限事項は『委員会の傍聴に際しては議長の意見を遵守していただきたい』の表現に集約する。」「委員会は全て公開とし透明性を高める。」「大人数の傍聴への対応を決めておく必要がある。」「委員会の最後に傍聴者から意見を聴取するか文書で意見を収受し、委員会に反映させる。」等の意見が出されました。

議事録等の取扱いについて

発言全文を収めた議事録は各委員に配布し、公開することとなりました。ホームページでは議事録の要約を公開していきますが、要約すると発言者の意図と異なる可能性があるため、その内容について各委員に確認してもらい、次の会議で確認・承認された後に、「議事骨子」という名称で公開することとなりました。

4. 次回の内容確認

第3回委員会（現地調査）のタイムスケジュール（案）

平成16年1月19日（水）13時～17時

野洲川、草津川、瀬田川の河川状況把握を目的とする現地調査の予定が示され、了承されました。

ご意見の募集

河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）では皆様のご意見を募集しております。委員会のことはもちろん、「委員会ニュース」、「琵琶湖河川事務所の管理する河川」、「その他関連すること」なんでも結構ですのでご意見をお待ちしています。

はがき、Eメール、FAXにて、またはホームページの「ご意見受付」ページより、以下の必要事項を明記の上お送り下さい。

ふりがな

氏名

()歳

男・女

ご住所

〒

-

連絡先

TEL()

-

メールアドレス

ご職業

氏名・所属の公開 可・不可(どちらかに をお願いいたします。)

ご意見欄

* ご記入いただいた個人情報についてはご意見の公表のみに使用させていただきます。

宛先 〒520-0806 滋賀県大津市打出浜6-9

「河川保全利用委員会」庶務（株式会社モリタ内） 「河川保全利用委員会」係 宛

ホームページ : <http://biwako.kasen-hozen.jp>

メールアドレス : info@biwako.kasen-hozen.jp FAX : 077-546-6840

今後の委員会開催予定

- 第3回委員会 平成17年1月19日（水）
 - ・現地調査
 - （2月発行の委員会ニュースVol.3にて内容を紹介します。）
- 第4回委員会 平成17年2月16日（水）
 - ・各河川の保全利用に関する基本理念について
 - ・ガイドライン（案）について

委員会の日程、会場が決まり次第「河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）」のホームページに掲載します。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 委員会ニュース

第2号 2005年2月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)庶務

株式会社 モリタ 担当：村上・巽

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜6-9

TEL:077-524-5857 FAX:077-523-3750

ホームページ ● <http://biwako.kasen-hozen.jp>

E-mail ● info@biwako.kasen-hozen.jp